

判決要旨

【事件名等】

事件名 強盗殺人、死体遺棄

宣告日 平成26年2月20日

【裁判所】

裁判所 東京高等裁判所第10刑事部

裁判長裁判官 村瀬 均

裁判官 秋山 敬

裁判官 池田知史

【被告人】

伊藤和史

【主文】

本件控訴を棄却する。

【裁判所の判断】

第1 控訴の趣意

本件控訴の趣意は、要するに、第1に、①原判示第1ないし第3の各強盗殺人（以下「本件各強盗殺人」という。）について、被告人は強盗の手段として被害者らを殺害したのではないから強盗殺人罪は成立しない、②原判示第1及び第3の各強盗殺人について、被告人には他の適法な行為を行うことを期待し得る可能性はなかった、したがって、本件各強盗殺人罪の成立を認めた原判決には事実の誤認がある、第2に、被告人を死刑に処した原判決の量刑は重すぎて不当であるというのである。

第2 事実誤認の論旨について

1 本件各強盗殺人について被告人の行為が強盗殺人罪を構成するか

所論は、原判示第1及び第3の各強盗殺人について、被告人は、財物を奪うために金良亮及び金文夫（以下「文夫親子」という。）を殺害したのではなく、文夫親子による支配、拘束から逃れるために両名を殺害し、殺害後に残った現金を犯行の発覚防止のために利用しようとしたのであって、殺害行為が財物奪取に向けられていないし、仮にこれが認められても、財物奪取は主たる目的ではなかったから、各強盗殺人罪は成立しない旨主張する。

しかし、被告人は、文夫親子を殺害する際に文夫の所持金や文夫方にある現金を奪う意図ももって、文夫親子を殺害してこれらの現金を奪ったのであるから、各強盗殺人罪の成立を認めた原判決の判断は正当である。所論が引用する事案（仙台高裁昭和34年1月13日判決・下級裁判所刑事裁判例集1巻1号1頁）は、暴行脅迫の際に財物奪取の意図がない事案であって、本件とは異なるし、強盗殺人罪の成立に財物奪取が主たる目的であることを要するものではないから、所論は理由がない。

また、所論は、原判示第2の強盗殺人について、被告人は、財物を奪うために楠見有紀子を殺害したのではないから強盗殺人罪は成立しない旨主張する。しかし、被告人は、良亮に対する強盗殺人を実行する際、その障害となっている有紀子を殺害したのであって、良亮に対する強盗殺人の機会に有紀子を殺害したものと認められるから、強盗殺人罪の成立を認めた原判決の判断は正当である。

2 原判示第1及び第3の各強盗殺人について被告人に適法行為の期待可能性があったか

(1) 所論

所論は、被告人が文夫親子に対する各強盗殺人に及んだ経緯について、要旨、次のとおり主張する。すなわち、被告人は、平成17年7月から暴力団

組員の宮城浩法に自宅の合鍵等を取り上げられて住所等を把握された上、理不尽な暴力を振るわれ、平成18年1月には宮城の舍弟の良亮にも自宅の合鍵を保管され住所等を把握されるなどして、両名に支配されるようになった。被告人は、平成20年7月に良亮が宮城を射殺した際に現場に居合わせ、原判示第5のとおり宮城の遺体を遺棄した後、文夫に命じられて、オリエンタルグループ（高利貸し業に加え、返済の滞った債務者が経営する建築業や水道設備業等を取り込むなどした企業体の総称であり、文夫が会長、良亮が専務などと呼ばれていた。）の従業員として、同年10月から長野市内の事務所に住み込み、平成21年5月からは同市内にある文夫の居宅に住み込んで働くかされるようになった。被告人は、平日は朝早くから深夜まで長時間の労働を強いられ、1日3時間程度しか睡眠できず、休日も自由な時間はなく、家族ともほとんど会えないなど生活を厳しく拘束されていた。また、被告人は、文夫親子から日常的に殴られるなどの暴力的な扱いを受け、良亮からは、「お前は逃げられない。宮城のようになってもいいのか。」などと殺害を暗示する脅しを繰り返し受けるなど、肉体的、精神的に支配されていた。

所論は、以上のような経緯に加え、当審において取り調べた精神科医師小林正信の鑑定書（当審弁7）及び同人の公判供述等に基づき、次のとおり、被告人には文夫親子に対する各強盗殺人について適法行為の期待可能性がなかった旨主張する。すなわち、被告人は、幼少期に母の再婚相手等から理不尽な暴力を受け続けたことなどから、暴力に対しては何をしても意味がないという思考を身に付け、宮城や文夫親子による暴力的な支配から逃れられず、上記のとおり厳しく拘束される生活が長期間続いた上、良亮から繰り返し強度の脅しも受けたため、肉体的、精神的に限界まで疲弊し、もはや耐え難い心境となって、意識もうろう状態に陥っていた。このような状態のために合理的な思考ができない中で、被告人は、文夫親子から逃げることを考えたが、住所等を把握されていたことなどから、仮に逃げても、住民票を移せば除票

により居場所を突き止められ、自分や家族に危害が加えられ宮城のように殺されるかもしれないし、住民票を移さなければ子が就学できないから、いずれにしても大切な家族が犠牲になるなどと考え、逃げることができなかつた。また、被告人は、文夫親子が警察官と懇意であり、警察に相談しても対応してもらはず、仮に対応して良亮が逮捕されてもその後に報復を受ける可能性が極めて高いなどと考え、警察に相談することもできなかつた。このように、被告人は、心身ともに疲弊し、意識もうろう状態になって合理的な思考ができず、逃げることも警察に相談することもできないと考え、文夫親子の殺害だけが、その支配や拘束から解放されて家族の下に帰る唯一の方法であると考えるようになって、殺害を決意したのであるから、他の適法行為の期待可能性はなかつた。

(2) 当裁判所の判断

ア 被告人が文夫親子に対する各強盗殺人に及んだ経緯

原審において取り調べた関係証拠及び当審における事実取調べの結果によれば、被告人が文夫親子に対する各強盗殺人に及んだ経緯について、以下の事実が認められる。

被告人は、平成17年3月ころから妻（平成20年12月19日入籍）及びその子（同日養子縁組）と同居していたが、同年7月ころ知り合った暴力団組員の宮城から、殴る蹴るなどされて自宅の合鍵等を取り上げられた上、住所や連絡先等も把握され、その後、宮城からビールジョッキ等で頭を殴られたり包丁で足を刺されるなど激しい暴行も受ける中で、命じられるままに養子縁組をして姓を変えては消費者金融から金を借りて宮城に渡すことなどを繰り返し、さらに、知人から借りた金や仕事で得た金を宮城に渡したりもしていた。その間、被告人の妻は、宮城との関係を心配したり怪我の看病をするなどして被告人を支えていた。被告人は、平成18年1月ころ暴力団組員で宮城の舎弟であった良亮に会い、さらに文夫とも

知り合って良亮の誕生会等に参加するなど関わりを持つようになり、平成19年3月ころ宮城が逮捕された後も、文夫親子の誕生会やオリエンタルグループの忘年会、旅行会等に参加し、高利貸し業の手伝い等もしていた。こうした中で、被告人は、平成20年7月に良亮が刑務所から出所した宮城をけん銃で射殺した際に現場に居合わせ、原判示第5のとおり良亮や原田一正とともに宮城の遺体を遺棄した。その後、被告人は、文夫に命じられて原田とともにオリエンタルグループの従業員として長野市内で働き始めたが、平成20年10月ころから大阪に住む妻らと離れて長野市内にあるグループの会社事務所に住み込み、さらに、平成21年5月ころからは、監視カメラの設置された文夫方において、鍵の掛からない部屋に住み込んで、文夫親子や有紀子らと同居しながら働かされるようになった。被告人は、平日は朝から夜まで無給でオリエンタルグループの仕事をさせられた上、収入を得るため深夜に別の仕事もしており、1日三、四時間程度しか睡眠できず、休日も文夫親子に命じられて付き人や運転手等をしたりグループの食事会等に参加するなどしており、自由に外出もできず、さらに、誕生会や忘年会等にも参加させられるなど、生活を拘束されていた。その間、平成21年2月に原田が文夫親子から逃げたこともあるって、被告人に対する文夫親子の拘束は厳しいものがあり、頭を叩かれるなどの暴力的な扱いも頻繁に受けていた。被告人は、たびたび文夫親子に対し、大阪に住む家族に会いたい旨訴えたが、良亮から、「宮城のようになつてもいいのか。」などと脅され、帰宅できたのは、盆や正月、子の小学校の卒業式や中学校の入学式、自宅が火事になった後の確認等の機会に限られていた。被告人は、このような文夫方での生活により心身ともに疲弊し、耐え難い気持ちになり、文夫親子から逃げて家族の下に帰りたいなどと考えていたが、文夫親子が高利貸し業の債務者等が逃げた際に住民票の除票を用いて新しい住所を突き止めていたことを知っており、文夫親子に大阪の自宅の

合鍵を保管され住所等を把握されていたこともあるって、逃げても除票により居場所を突き止められるため逃げ切れず、捕まれば自分や家族が危害を加えられ宮城のように殺されるかもしれない、他方で大切な家族を残して自分だけ逃げたり自殺することもできないなどと考えていた。また、文夫親子と警察官が懇意であり、警察に相談しても対応してくれないとも考えていた。こうして、被告人は、平成21年秋ころには、文夫親子から解放されて家族の下に帰るためには文夫親子を殺害するしかないと思うようになり、その後は殺害以外の方法を考えなくなつて、オリエンタルグループの従業員に殺害の話を持ちかけたこともあったが冗談として終わり話は進まなかつた。

そのような状況で、被告人は、平成22年2月10日ころ、同じくオリエンタルグループの従業員として文夫方に住み込んで働いていた松原智浩も同様に文夫親子を殺害したい気持ちを抱いていることを知り、松原と協力して文夫親子を殺害しようと考え、同月末にかけて、松原との間で、文夫親子の首をロープで絞めて殺害し、遺体を埋めて処分すること、遺体の運搬処分は相応の報酬を支払う約束で第三者に依頼すること、殺害の際に文夫の所持金や文夫方にある現金を奪つて上記報酬に充て、一部は共犯者間で分配することなどを順次話し合つて決め、取引先である齋田秀樹に対して150万円から200万円の報酬の支払を約束して遺体の運搬処分を依頼し、その方法等を話し合うなどして引き込み、さらに、犯行に使用する睡眠導入剤入手したりロープ等を準備するとともに、齋田に対し、犯行予定日に合わせて愛知県から長野県に来るよう指示した。被告人は、犯行前日に松原と二人で文夫親子を殺害する機会を窺つたが困難と判断して実行せず、犯行当日の未明に良亮から夜食を求められて睡眠導入剤を混ぜた雑炊を食べさせて昏睡させ、朝になって良亮の様子に不審を抱いた有紀子も殺害するしかないと考え、ためらう松原を説得したり池田薰を急ぎよ

呼び寄せるなどして本件各強盗殺人に及んだ。

以上の認定に対し、被告人は、原審及び当審公判において、松原との間で文夫方にある現金を奪って一部は共犯者間で分配することを話し合った記憶はない旨述べるが、この点を肯定する松原の原審公判供述は、文夫方から奪った現金の一部を犯行直後に共犯者間で分配したことと整合する上、被告人の検察官調書（原審乙2）とも概ね符合することなどから、十分に信用できる。

イ 被告人に他の適法行為の期待可能性があったか

以上の経緯に照らせば、被告人は、文夫方での生活により心身ともに疲弊して耐え難い心境になり、何とかして文夫親子から解放されて家族の下に帰りたいという思いを募らせ、文夫親子に対する各強盗殺人を決意したものと認められる。

しかしながら、被告人の置かれた状況が苛酷で常軌を逸したものであつたとはいえ、他方で、文夫親子の命まで奪うこともやむを得ないといえるような、自らの命が現実に脅かされるほどの極限的な状況でなかつたことは明らかである。のみならず、自らの置かれた状況から逃れたいとする気持ちを前提としても、以下のとおり、その目的を果たすための方策を試みる余地があつたものと認められる。

すなわち、被告人は、文夫方に住み始めた平成21年5月ころから犯行までの間、盆や正月のほか、犯行の約1か月前にも大阪に帰って妻子と2日ほど一緒に過ごした上、文夫方では常時監視されていたという状況ではなく、ほぼ毎日妻と電話で話をしていたのであるから、心身の疲弊等により思い詰めたところがあつたとしても、文夫親子から逃げて家族の下に帰る方法等について妻と相談することに支障はなかつたはずである。妻は、被告人が宮城と知り合う前から同居している上、オリエンタルグループの忘年会等に参加して文夫親子と被告人の関係も多少は察していたのである

から、被告人から相談されれば真剣に対応を考えたと思われる。そして、実際に文夫親子から逃げて生活していたグループの関係者もいたのであるから、大阪の住居や妻子との同居に固執せずに逃げることを含め、あらゆる方法を検討し、親族等にも相談したり協力を求めるなどすれば、文夫親子から逃げて生活することもできたものと認められる。文夫親子の殺害という極めて重大な犯行を思い止まることを十分に期待し得たものというべきである。

また、被告人が警察に不信感を持ち、文夫親子と警察官が懇意であると考えていたところがあったとしても、実際に平成19年に恐喝等により良亮を逮捕している警察が、宮城の殺害という重大な犯罪行為に対処しないことなどおよそ考えられないから、文夫親子の殺害に及ぶことを考えれば、犯行を思い止まり、自らの刑事責任の追及を覚悟して宮城の殺害について警察に相談することも期待し得たものと認められる。所論は、報復の危険性を指摘するが、将来の不確実なおそれにつぎない上、報復を回避する対応も取り得るのであるから、期待可能性を否定する事情とはいえない。

このように、被告人は、その置かれた状況を考慮しても、殺害以外の適法な方策を選択することが可能であったというべきである。また、上記アに認定した一連の経緯に照らせば、被告人は、松原と協力して殺害を実行しようと決意し、自らの意思で選択したその目的を遂行するため、相応の計画を立てて準備し、場面ごとの状況に応じた行動を取っているのであるから、合理的な思考ができないまま、他の適法な行為を行うことができずにやむを得ず殺害に及んだというものではない。

以上のとおり、被告人には、文夫親子に対する各強盗殺人について適法行為の期待可能性があったものと認められる。所論は、精神科医師の所見に依拠するものであるが、同所見は犯行に至るまでの被告人の行動等を適切に考慮しているとはいい難く、そのまま採用することはできない。また、

所論は、原審公判において、犯罪心理学を専攻する大学教授の森武夫が、被告人と同じ状況に置かれれば、かなりの人が文夫親子の殺害に及ぶ可能性があると思う旨供述していることは、期待可能性がなかったことを示している旨主張するが、同供述は具体的な根拠に乏しく、主観的な見解の域を出ないものであって、上記判断に影響を及ぼすものではない。

第3 自首に関する主張について

弁護人は、当審の第5回及び第7回公判期日における弁論で、被告人には原判示第1ないし第5の各罪について自首が成立する旨の新たな主張をするので、職権により調査し、検討する（この項の月日は、いずれも平成22年である。）。

1 自首に関する事実

原審において取り調べた関係証拠及び当審における事実取調べの結果によれば、次の事実が認められる。

本件各強盗殺人の後の3月26日ころ、文夫親子の関係者が警察に文夫親子と有紀子の失踪届を出したところ、被告人は、4月7日、警察官から、文夫ら3名の行方等について初めて事情聴取を受けた。被告人は、4月8日にも、警察官から、3月24日及び25日の被告人の行動等について事情聴取を受け、被告人がオリエンタルグループ内の会社の常務であり関連会社の仕事もしていること、グループに關係する場所として良亮が管理していた倉庫があり、そこに3台くらいの自動車等があることを知っているが、良亮から勝手に入るなどと言われていること、文夫ら3名の所在に関するものがあるかもしれない倉庫内を見てほしいことなどを供述し、その旨の警察官調書が作成された。

警察は、4月8日に被告人の案内で上記倉庫の位置を確認し、4月10日に倉庫にあった乗用自動車の中から宮城の遺体を発見した。警察は、オリエンタルグループに關係し、良亮が管理していた倉庫から宮城の死体が発見されたことなどから、グループにおいて良亮の下で働き、文夫方で良亮らと同居するなどしていた被告人について、宮城の死体遺棄への関与を疑い、4月12日に被

告人を被疑者として取り調べた。同日の取調べにおいて、被告人は、上記倉庫から死体で発見された宮城を知っており、以前、宮城と養子縁組をしていたこと、被告人名義で契約し、1年半くらい前まで宮城が使用していた携帯電話を良亮から預かっていることなどを述べた上、自分の携帯電話の番号のほか、グループの関係者の氏名と携帯電話の番号等を供述し、その旨の警察官調書が作成された。

被告人は、4月13日の午前中も、長野中央警察署において、警察官から改めて3月24日及び25日の行動等について聴取された。被告人は、3月24日の朝に長野県から愛知県に行き、その後、鹿児島県に行って仕事をしていた旨の嘘の説明を続けていたが、長野県から愛知県まで車で行ったと述べる一方で、長野駅までタクシーで行き電車に乗った旨述べるなど矛盾した説明をしており、不審を抱いた警察官から両日の行動について繰り返し追及されていた。被告人は、4月13日午後も同警察署において引き続き事情聴取を受けていたが、1時間ほど経過したころ、これ以上、文夫ら3名に関して嘘の説明を続けることは心苦しく重荷であり耐えられない、嘘を続けても言い逃れることはできないなどと考え、取調警察官の丸山勝也らに対し、「正直に話しますので、二、三時間ください。」などと言い、午後4時ころから、丸山ら警察官に対し、被告人が、松原及び池田とともに文夫親子及び有紀子を殺害し、3名の遺体を齋田とともに同人が借りている愛知県西尾市内のヤードに遺棄した旨供述し、遺棄した場所も具体的に説明した。その際、被告人は、文夫ら3名を殺害したことの重大性や、自白した後自分や家族がどうなるのかといった不安等で頭がいっぱいであり、文夫方から現金を奪つたことを供述しなかった。引き続き、被告人は、丸山から、宮城の遺体が発見された倉庫についても知っていることを正直に話してほしい旨言われ、同日、丸山ら警察官に対し、良亮が宮城を射殺し、被告人が良亮や原田とともに宮城の遺体を上記倉庫に遺棄した旨を供述した。警察は、被告人の自白に基づき齋田が借りているヤードを確認したとこ

る、文夫ら3名の遺体が発見されたため、4月15日に被告人を文夫ら3名の死体遺棄により逮捕した。その後、遅くとも4月21日までに、被告人は、警察官の取調べに対して詳しい事実関係を供述する中で文夫方から現金を奪った旨を供述した。

2 自首の成否

原判示第1ないし第4の各事実について、上記のとおり、被告人は、文夫ら3名の行方に関し、警察官から、3月24日及び25日の行動等につき重要な関係者として何度も事情聴取を受け、説明内容に不審を抱いた警察官から繰り返し追及されていたことは認められるものの、4月13日午前の時点では、捜査機関において、文夫ら3名の失踪理由が不明で、殺害されているか否かも明らかではなく、まして被告人が失踪に関する何らかの犯罪に関与しているという疑いを抱いて被告人を追及していた状況とはいひ難い。このような状況において、上記のとおり、被告人は、犯行の核心部分である文夫ら3名の殺害及び死体遺棄について供述するに至ったものであり、その供述の動機についても、嘘を続けても言い逃れることはできないという気持ちも少しあつたが、良心の呵責に耐えかねて供述した面が大きかったという被告人の当審公判供述を排斥できるだけの証拠や事実関係は存しない。また、現金の強取について、当初の自白の際に殊更隠す意図で供述しなかつたものではなく、文夫ら3名の死体遺棄により逮捕された数日後には、詳しい事実関係を話す過程で供述しており、その間、現金強取の事実を隠したり否認するなどした状況も認められない。このような一連の供述経緯に照らせば、被告人は、現金の強取も含めた文夫ら3名に対する各強盗殺人及び死体遺棄の全体について、捜査機関に発覚する前に自発的に犯罪事実を申告したものと認めるのが相当であり、原判示第1ないし第4の各事実について自首が成立する。

他方で、原判示第5の事実については、上記のとおり、捜査機関において、客観的な証拠や被告人の供述等による具体的な事実関係に基づき、被告人が宮

城の死体遺棄に関与しているという合理的な嫌疑を有し、被告人を被疑者として取り調べ追及もしておりますが、そのような中で、被告人は供述するに至ったものであるから、捜査機関に対して自発的に供述したとはいえず、自首の成立は認められない。

第4 量刑不当の論旨について

1 事案の概要

本件は、平成20年8月ころから、文夫親子の支配下に入り、建築関係の営業や現場作業等を担当する従業員となった被告人が、前記第2の2(2)アのような経緯を経て、オリエンタルグループの従業員松原及び池田並びに被告人の取引先である齋田と共に謀の上、①良亮を昏睡させた上で殺害し、現金を強取しようと企て、平成22年3月24日午前1時20分ころ、長野市内の文夫方において、被告人が、睡眠導入剤を混入した雑炊を良亮（当時30歳）に食べさせて昏睡状態に陥らせた上、同日午前9時10分ころ、文夫方2階の良亮夫婦の寝室において、被告人及び池田が、良亮に対し、殺意をもって、所携のロープをその頸部に巻き付け、両端をそれぞれ強く引っ張って絞め付け、そのころ頸部圧迫により窒息死させて殺害し、同日午後10時30分ころ、松原が、文夫方2階隠し物置内から良亮が管理する現金約281万円を強取し（原判示第1），②上記のとおり被告人が良亮を昏睡状態に陥らせたところ、有紀子が夫が朝になっても目覚めないことに不審を抱いたことから、良亮に対する強盗殺人を成功させるには邪魔な有紀子をも殺害するしかないと決意し、同日午前8時50分ころ、良亮夫婦の寝室に続く居間において、被告人が、有紀子（当時26歳）に対し、殺意をもって、背後から所携のロープをその頸部に巻き付け、両端を強く引っ張って床面に転倒させた上、さらに、被告人、池田及び松原が、ロープの両端を代わる代わる強く引っ張って絞め付け、そのころ頸部圧迫により窒息死させて殺害し、上記のとおり良亮管理の現金約281万円を強取し（同第2），③文夫を殺害して現金を強取しようとした企て、同日午前9時25分

ころ、文夫方2階の文夫の居間において、被告人及び松原が、リクライニングソファーで眠っていた文夫（当時62歳）に対し、殺意をもって、所携のロープをその頸部に巻き付け、両端をそれぞれ強く引っ張って絞め付け、そのころ頸部圧迫により窒息死させて殺害する傍ら、松原が、文夫のバッグ内に在中し、あるいは、ワゴン上にあった、文夫所有の現金約135万円を強取し（同第3）、④強盗殺人の犯跡隠蔽のため、殺害した3名の遺体を遺棄しようと企て、同日午前9時40分ころから午前10時30分ころまでの間、文夫方において、3名の遺体をバッグに押し入れた上、乗用自動車2台のトランク及び後部座席に押し込み、同日午前11時15分ころ、被告人、池田及び斎田において、長野市内の倉庫内で、3名の遺体を貨物自動車後部荷台に積み替え、被告人と斎田が、同月25日朝、愛知県西尾市内の資材置場まで運び、そのころから同日午後1時30分ころまでの間、同所において、盛り土の斜面に穴を掘って3名の遺体を順次入れ、覆土して押し固めて遺棄した（同第4）という、文夫ら3名に対する各強盗殺人及び死体遺棄の事案と、⑤被告人が、上記各犯行に先立ち、暴力団に所属する宮城の遺体を遺棄することを、原田及び良亮と共に謀の上、平成20年7月21日朝、兵庫県尼崎市内のコインパーキングにおいて、宮城の遺体を乗用自動車後部荷室内に積み込んだ上、同月22日早朝に、長野市内の自動車修理工場跡地まで運び込み、同所で宮城の遺体をブルーシート等で包み、その後、同市内の給油所の空き地内まで運び込んで自動車ごと放置した後、同月23日ころには、上記ブルーシート等に入った宮城の遺体をコンテナボックスに更に押し入れて南京錠を掛けるなどした上、上記乗用自動車後部荷室内に再度積み込みそのまま放置し、同年8月20日ころには、同所から長野市内の倉庫まで上記自動車を運び入れ、平成22年4月10日に発見されるまで放置した（同第5）という死体遺棄の事案である。

2 原判決の量刑判断

原判決は、要旨、量刑の中心となる本件各強盗殺人及び死体遺棄（原判示第

1ないし第4)について、3名の殺害という結果の重大性を最も重視し、次いで、殺害態様の執拗性、残忍性や、被告人が犯行を主謀して完遂に導いた主導者であることなどを重要な事情として考慮し、さらに、犯行の経緯や動機を量刑判断における最大の問題点と位置付けた上で、文夫親子からの支配が動機形成につながっていることや利欲目的が副次的であったことは、量刑上考慮するにしても死刑回避の決定的事情とまではいえないとした。これらの検討に加え、原判示第5の死体遺棄の犯情や、いわゆる永山判決に示された死刑選択の際の他の考慮要素も踏まえて諸事情を検討し、共犯者間の刑の均衡も念頭に置いた上で、極刑が真にやむを得ない場合にのみ科し得る窮屈の刑罰であることに照らしても、被告人に対しては死刑をもって臨まざるを得ないと判示している。

3 当裁判所の判断

被告人に対する量刑を判断する上で考慮すべき事情やその評価について原判決が説示する内容は、原判示第1ないし第4の各事実について自首が成立することを考慮していない点を除いては、概ね正当なものとして当裁判所も是認することができる。以下、所論にかんがみ、原判決の示す判断の枠組みに沿って説明する。

(1) 結果の重大性

本件各強盗殺人により同一機会に3名もの尊い命を奪い、約416万円の多額の現金を強取した結果は、極めて重大である。有紀子は良亮に対する強盗殺人の障害になるという理不尽な理由で巻き添えとなって殺害され、文夫親子も自宅で睡眠中に襲われて落命しており、それぞれの無念さは甚大なものと察せられる。いずれも殺害後は土中に遺棄されるなどして、発見時には変わり果てた姿となっていた。遺族の受けた衝撃や悲しみは極めて大きく、被告人に対して極刑を望んでいる。また、本件が社会に及ぼした影響や衝撃も大きいものがある。

所論は、家族間や暴力団関係者間の事案では3名以上を殺害しても死刑が

回避された例があるところ、本件は、長期間文夫親子や有紀子と同居し、文夫親子に支配、拘束されていた被告人らが、閉ざされた社会において敢行した犯罪であり、家族間や組織間の犯罪と類似する点を考慮すべきである旨主張する。確かに、前記第2の2(2)アに認定した被告人と文夫親子との関係や犯行に至る経緯等に照らせば、後記(4)のとおり経緯や動機において十分に考慮する必要があるとはいいうものの、3名の尊い命を奪った結果の重大性という点では、死亡被害者3名の殺人や強盗殺人の事案で指摘されているところと変わるものではない。

また、所論は、遺族の処罰感情に関する最高裁決定（平成20年2月20日第一小法廷決定）の趣旨や、遺族の代表者の不誠実な証言態度等を考慮すると、本件では遺族の処罰感情を重視することは相当でない、本件はオリエンタルグループという閉鎖的、反社会的な特殊な環境において、被告人らと文夫親子の個人的な事情に起因してなされた犯罪であり、社会を震撼させたり市民に不安を生じさせる犯罪ではないから、社会的な影響を重視することは相当でないなどと主張する。しかし、原判決は、上記のとおり、結果の重大性を最も重視し、次いで、殺害態様や被告人の果たした役割等を重要な事情として考慮した上で、犯行の経緯や動機を最大の問題点として位置付けるなど本件の事案に即した量刑判断をしており、これらの重要な量刑事情と対比して、遺族の処罰感情や社会的な影響を殊更に重視しているものではないことは、判文上明らかである。所論は採用できない。

(2) 犯行の計画性、殺害態様の執拗性、残酷性等

前記第2の2(2)アのとおり、被告人と松原は、犯行の約1か月前から、文夫親子をロープで絞殺し、遺体を埋めて処分すること、遺体の運搬処分は相応の報酬を支払う約束で第三者に依頼すること、殺害の際に文夫の所持金や文夫方にある現金を奪って上記報酬に充てることなどを計画し、被告人において、遺体の運搬処分役として齋田に対して多額の報酬の支払いを約束して

同人を引き込み、犯行に使用する睡眠導入剤を入手したりロープ等を準備するとともに、齋田に対し、犯行予定日に合わせて愛知県から長野県に来るよう指示した上、犯行当日の未明に睡眠導入剤を混ぜた雑炊を良亮に食べさせて昏睡させ、朝になって有紀子に異変を気付かれるや、邪魔な有紀子も殺害するしかないと考えて池田を現場に呼び出して本件各強盗殺人に及んだものである。このように、文夫親子に対する各強盗殺人は、殺害や遺体の遺棄の方法、更には現金の強取という重要な点について具体的な計画を立て、それに沿って次々と準備を整えて実行したものであって、相応の計画性が認められる。殺害の態様は、無防備な被害者らに対し、いきなり首にロープを巻き付け、二人又は三人がかりで力一杯絞め上げ、死亡を確信するまで十数分もの間執拗に絞め続けたというものであり、冷酷かつ非情な犯行である。被告人らは、殺害後、概ね計画していたとおり、死者の尊厳に思いを致すことなく、3名の遺体をフレキシブルコンテナバッグに入れて搬出し、愛知県まで運搬した上、齋田が管理する資材置場の土中に遺棄するとともに、これと併行して文夫方から多額の現金を強取している。また、先行する原判示第5の死体遺棄も、遺体をコンテナボックス内に押し込み、車に積み込んだまま相当の期間放置したものであり、まことに悪質である。

所論は、文夫親子の殺害は、同居の有紀子らの存在も考慮していない杜撰なものであり、また、有紀子の殺害は衝動的で計画性はなく、本件各強盗殺人は、全体として場当たり的かつ無軌道で思慮に乏しい犯行であって、綿密な計画に基づき周到に準備した犯行ではない旨主張する。確かに、被告人や松原が、犯行前日から文夫親子を殺害する機会を窺っていたが実行できず、犯行当日の未明に良亮から夜食を求められたため睡眠導入剤を混ぜた雑炊を食べさせたものの、その時点では良亮と同じ部屋で生活している有紀子の存在等を考慮しておらず、その後も殺害に及ばないまま朝を迎える、良亮が朝になつても目覚めないことに不審を抱いた有紀子も急きょ殺害するしかないと

考え、池田を呼び出して犯行に及んだという経緯に照らせば、綿密な計画に基づく犯行とはい難く、やや場当たり的に実行された面があることは否定できない。しかし、上記のような犯行の約1か月前からの経緯を全体としてみた場合、文夫親子に対する各強盗殺人は相応の計画性があると評価すべきであり、有紀子に対する強盗殺人も、良亮に対する強盗殺人を遂行するため及んだ犯行であることを考慮すると、計画外の犯行であることを大きく斟酌することは相当でなく、その旨の原判示は正当である。

また、所論は、被告人らが首をロープで絞めた態様は殺害方法として凡庸であり、特に苦しみを増大させる残虐、凄惨な方法ではないし、ロープで絞殺するには一定時間首を絞め続ける必要があるから、十数分間絞め続けたことをもって悪質とはいえないと主張する。しかし、原判決も際立って残忍で執拗な殺害態様であるとまで判断しているものではないし、上記の態様に照らせば、冷酷かつ鬼気迫る犯行とした原判示に誤りはない。

(3) 被告人の果たした役割

被告人は、文夫親子の殺害と遺体処分のための資金の強取を提案し、松原と具体的な犯行計画を話し合って決め、遺体の運搬処分役として齋田を引き込み、睡眠導入剤入手したりロープ等を購入するなど準備を整え、齋田に長野県に来るよう指示するなど、常に犯行計画の話し合いの中心にいた。犯行当日も、睡眠導入剤により良亮を昏睡させ、良亮の様子に有紀子が不審を抱くと、ためらう松原を説得し、急きょ池田も呼び出した上、自ら率先して有紀子の殺害に着手し、これを契機として次々と絞殺を積極的に実行し、殺害後の遺体の遺棄も自ら実行したものである。このように、被告人は、犯行を提案し、計画段階でも中心的役割を担って犯行を主謀し、実行に向けて準備を次々と整え、現金強取以外の実行行為を積極的に担当するなど犯行を遂に導いた主導者である。

所論は、被告人が共犯者らと比べて文夫親子から支配され、拘束されてい

た程度が大きかったことを踏まえると、量刑上、共犯者間における役割を重視すべきではない旨主張する。しかし、犯行の経緯や動機に後記(4)のとおり被告人固有の事情があったとしても、犯罪行為に対する責任の重さを判断するに当たり、被告人が犯行を主謀して実行を主導したという事実が重要な意味を持つことは当然であって、この点を重視した原判決の判断は正当である。

(4) 犯行の経緯や動機

所論は、被告人は、前記第2の2(1)のとおり、文夫親子による長期間にわたる奴隸的な支配や拘束等により耐え難い心境になり、文夫親子から逃げて家族の下に帰りたいと考えていたが、心身ともに疲弊して合理的な思考ができなくなり、逃げるには文夫親子を殺害するしかないと考えて犯行に及んだものである上、有紀子の殺害も、睡眠導入剤の使用が良亮に発覚し、文夫親子から返り討ちにあう危険が増大したために及んだものであるから、本件各強盗殺人について他の適法行為の期待可能性は減少していた旨主張する。また、所論は、前記第2の2(1)の経緯に照らせば、文夫親子には重大な落ち度というべき事情があり、特に良亮は逃げれば宮城のようになると被告人を脅し、現にけん銃を所持していたという極めて重大な事情がある上、有紀子も文夫親子の下で働き、被告人に対する支配や拘束を見て見ぬふりをしていたほか、被告人を運転手等として利用していたから落ち度というべき事情があるなどと主張する。

確かに、前記第2の2(2)アのとおり、被告人は、相当の期間にわたり、文夫親子から頻繁に暴力的な扱いを受けたり、良亮から繰り返し殺害を暗示する脅しを受けながら、長時間の労働を強いられ、生活の面でも厳しく拘束されて家族ともほとんど会えない状況が続いたことなどから、心身ともに疲弊し、耐え難い心境になり、何とかして文夫親子から解放されて家族の下に帰りたいという思いを募らせ、文夫親子に対する各強盗殺人を決意したものと認められる。したがって、文夫親子に対する各強盗殺人については、このよ

うな経緯や動機を酌むべき事情として十分に考慮する必要がある。しかし、所論が有紀子の落ち度として指摘する事情は、もとより殺害されるような落ち度ではないし、特に量刑上酌量すべき事情ともいえない。また、前記第2の2(2)のとおり、被告人は、文夫親子の殺害を決意するに至った過程や、その後犯行に至るまでの間に、妻や警察に相談したりするなど、殺害以外の適法な行為を検討して行うことが可能であったのに、これらを試みることもなく、家族の下に帰りたいという自己の思いを実現するため、犯行の約1か月前から文夫親子の殺害計画を立て、その方法を話し合い、準備を整えるなどして実行に移したものである。そして、犯行当日に有紀子が良亮の様子に不審を抱いた際も、文夫親子から重大な危害を加えられることができないほど緊迫した状況ではなく、殺害を思い止まることができたのに、有紀子を巻き込んで殺害することを決意して実行に移したのである。これらの事情に照らせば、本件各強盗殺人について他の適法行為を行うことを期待し得る可能性が相當に減少していたとはいえないであつて、犯行の経緯や動機を酌むべき事情として考慮するにしても、その程度は自ずから限度があるといわざるを得ない。

また、所論は、本件各強盗殺人は、いずれも金品を得るために被害者らを殺害したものではなく、強盗殺人罪が予定している利欲犯とは性質が異なると主張する。確かに、被告人は、文夫親子から解放されて家族の下に帰るために本件各強盗殺人に及んでおり、金品奪取を目的とする典型的な強盗殺人とは異なる面がある。しかし、被告人は、文夫親子を殺害するために齋田に支払う多額の報酬を調達する必要に迫られ、文夫親子が高利貸し等により得た多額の現金を所持していることから、これを報酬の原資として利用しようと考え、文夫方にある現金を強取することも計画し、一部は共犯者間で分配することも話し合っていたのである。当時、被告人は齋田に支払う報酬を確実に調達できる具体的な見通しはなかったのであるから、相当多額な現金奪

取の必要性は高く、強取の犯意も強固であったといえる。実際に約416万円という多額の現金を強取し、被告人はそのうち約80万円を利得している。これらの点に照らせば、利欲目的が副次的であることをもって、強盗殺人罪が予定している類型と異なるとして、大きく斟酌すべき要素であると評価することは相当でない。

(5) 被告人にとって酌むべきその他の事情

本件では、前記第3のとおり、原判示第1ないし第4の各事実について自首の成立が認められる。しかし、その経緯をみると、被告人は、本件各強盗殺人の際に文夫ら3名の失踪を装うために所持品を持ち出して処分し、犯行後、共犯者と口裏を合わせて遺族等に嘘の説明をしていた上、文夫ら3名の失踪届を受けた警察から、オリエンタルグループで働き、文夫ら3名と同居するなど深く関わっていた被告人がその行方や事情を知っているものと疑われ、何度も犯行日の行動等について事情聴取を受け、嘘の説明を続けたものの、説明内容に不審を抱いた警察官から繰り返し追及される状況となり、さらに事情聴取が続けられて、もはやこれ以上嘘の説明を通すことは心苦しく重荷であり耐えられない、嘘を続けても言い逃れることはできないなどと考えて供述するに至ったのであるから、自首が認められるとはいっても、その自発性の程度は低いものといわざるを得ない。そうすると、犯罪行為自体に関する上記(1)ないし(3)の重要な情状と比較して検討した場合、自首の事実を量刑上大きく斟酌することはできない。

また、その他の酌むべき事情として、原判決が説示し、あるいは所論が指摘するとおり、原判示第5の死体遺棄は良亮の指示によるもので被告人は從たる地位にあったこと、被告人が警察官に対して供述したことが本件各事件の全容の解明に相当寄与していること、被告人が各事実を認め、原審公判において有紀子やその遺族に対して謝罪の気持ちを表明したほか、当審公判において文夫親子に対しても殺害以外に取り得る手段があつたことに思いを致

し、謝罪の気持ちを述べるなど反省悔悟の情を深めていること、妻が原審公判に出廷し、今後の被告人を支えていきたいなどと述べていること、本件各強盗殺人の当時31歳で、前科もなく、成人後は宮城と知り合うまで犯罪と無縁の生活を送ってきたことなどが認められる。

4 小括

以上検討したとおり、文夫親子に対する各強盗殺人は、強固な殺意と現金奪取の意図に基づく相応の計画性のある犯行であり、また、有紀子に対する強盗殺人も、このような良亮に対する強盗殺人を実行するため、その機会に殺害を決意して及んだ犯行であるから、いずれも罪質は甚だ悪質というほかない。3名もの命を奪い、多額の現金を強取した結果は極めて重大であり、殺害態様も冷酷かつ非情である。被告人は本件各強盗殺人及び死体遺棄の一連の犯行を主謀し、実行を主導するなど中心的かつ不可欠な役割を果たしたのであり、共犯者の中で責任は最も重い。経緯や動機には十分に斟酌すべき事情があるものの、有紀子に対する強盗殺人ととの関係では特に酌量すべき事情とはいえない上、被告人は、文夫親子から解放されて家族の下に帰りたいという思いを実現するため、他に実行し得る方策を試みることもなく文夫ら3名の命を次々と奪うという重大な行為に出たものといわざるを得ないこと、さらに、利欲目的が副次的であることも大きく斟酌すべき要素とはいえないことに照らせば、結果の重大性を中心とする他の重要な量刑事情と対比し、総合して考慮した場合に、このような経緯や動機をもって死刑を回避すべき事情と評価することはできない。

以上に加えて、遺族の処罰感情や社会的な影響をも併せ考慮すると、被告人が原判示第1ないし第4の各事実について自首したことや、その他の酌むべき事情を最大限に考慮しても、被告人の刑事責任は極めて重大といわざるを得ず、罪刑の均衡の見地からも一般予防の見地からも、被告人に対しては、死刑をもって臨まざるを得ないとした原判決の量刑は真にやむを得ないものであって、重すぎて不当であるとはいえない。